

当院は、厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数Ⅰ、機能評価係数Ⅱ、救急補正係数及び激変緩和係数(平成24年厚生労働省告示第165号)別表第一から第三までの病院の欄に掲げる保険医療機関です。

◎ 開設者

社会福祉法人 函館厚生院

◎ 診療科

内科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、小児外科、整形外科、心臓血管外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、病理診断科、歯科口腔外科、麻酔科、脳神経外科、救急科、緩和ケア内科、血液内科

○病床数	.....	480床
○入院基本料	.....	急性期病院A一般入院料
○入院時食事療養の基準	.....	入院時食事療養(Ⅰ)

○医療機関別係数(DPC 標準病院群) 1.5656

* 基礎係数	.....	1.0583
* 激変緩和係数	.....	0.0000
* 機能評価係数Ⅰ	.....	0.3920
* 機能評価係数Ⅱ	.....	0.0984
* 救急補正係数	.....	0.0169

2026年 6月 更新  
社会福祉法人 函館厚生院  
函館五稜郭病院  
病院長